（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次条第三項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に含水液状化物質（特殊貨物船舶運送規則第十八条第一項に規定する含水液状化物質をいう。）をばら積みして運送する船舶については、当該運送が終了するまでは、第一条の規定による改正後の特殊貨物船舶運送規則（以下「新特殊貨物船舶運送規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現に危険物（危険物船舶運送及び貯蔵規則第十三条第三項に規定する危険物をいう。）をばら積みして運送する船舶については、当該運送が終了するまでは、第一条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特殊貨物船舶運送規則（以下「旧特殊貨物船舶運送規則」という。）第十一号様式による再交付申請書は、この省令の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

4　地方運輸局長（旧特殊貨物船舶運送規則第一条の二に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ。）は、施行日前においても、新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第一項の規定による認定に相当する認定（以下「相当認定」という。）を行うことができる。

5　地方運輸局長は、前項の相当認定をしたときは、当該相当認定を受けた者に対し、新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第四項の乾燥粉状液状化物質運搬船認定書に相当する認定書（以下「相当認定書」という。）を交付する。

6　前項の規定により交付した相当認定書は、施行日以後は新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第四項の規定により交付された乾燥粉状液状化物質運搬船認定書とみなす。

7　新特殊貨物船舶運送規則第三十三条第八項の規定は、第五項の相当認定書の交付について準用する。この場合において、新特殊貨物船舶運送規則第三十三条第八項中「認定」とあるのは「相当認定」と、読み替えるものとする。

告　　示

○総務省告示第四百七十三号

国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（千九百七十九年ジュネーブ）は、二千十五年のスイス連邦ジュネーブにおける世界無線通信会議において改正された。

この会議の最終文書は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十七日

総務大臣　山本　早苗

前文

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、世界無線通信会議を４週間の会期で2015年に開催するよう、理事会に対して勧告することを決議第807（WRC-12）により決議した。

2012年次理事会は、理事会決議第1343により、会議を2015年11月２日から27日までジュネーブにおいて開催することを決議し、その議題を定めた。議題、日程及び場所については、必要とされる過半数の構成国により承認された。

世界無線通信会議（WRC-15）が規定された期間ジュネーブにおいて開催され、理事会によって承認された議題に基づいて討議を行った。会議では、本最終文書に含まれるとおり、無線通信規則及びその付録の改正を採択した。

本会議では、議題に基づいて、本最終文書に含まれるとおり、既存の決議及び勧告の見直し並びに改正並びに様々な新しい決議の採択を含む必要又は適切と考えられるその他の決定を行った。

WRC-15において改正された無線通信規則に含まれる規定の大部分は、2017年１月１日に発効する。残りの規定については、改正された無線通信規則の第59条に規定する特別な適用日から適用する。

自国の権限ある機関による承認を条件とする本最終文書に含まれる無線通信規則の改正について署名する代表は、連合のある構成国が、改正された無線通信規則のうち１つ又はそれ以上の規定の適用に関して留保する場合には、他の構成国は当該構成国との関係においてこうした規定を遵守する義務を負わないことを宣言する。

以上の証拠として、次に掲げる国際電気通信連合の構成国の代表は、それぞれの自国の権限ある機関を代表して、本最終文書の１通に署名した。矛盾がある場合は、仏文版の文書を優先する。この文書は、連合に寄託する。事務総局長は、認証謄本１通を国際電気通信連合の各構成国に交付する。

2015年11月27日にジュネーブで作成した。

（署名略）

第１条　用語及び定義

第１節 — 一般用語

改　1.14　協定世界時（UTC）：秒（国際単位系）を基礎とする時であって、決議第655（WRC-15）に掲げるもの。

第Ⅳ節 — 無線局及び無線方式

追　1.108A　気象援助陸上局：移動中の使用を目的としない気象援助業務の局。

追　1.108B　気象援助移動局：移動中又は特定しない点に停止中の使用を目的とする気象援助業務の局。

第２条　呼称

第Ⅰ節 — 周波数帯及び波長帯

改　2.1　無線スペクトルは、９の周波数帯に区分し、次の表に従って界進整数で表示する。周波数は、